



別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

| 法人税関係特別措置   | ①租税特別措置法の条項   | ②区分番号 | ③適用額    |
|---|---|-------|---------|
| 中小連結法人が機械等<br>取得した場合の特別償却                         | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br><br>(第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号)) | 10031 | 「8」欄の金額 |
|   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br><br>(第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号)) | 10034 |         |
|   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br><br>(第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号)) | 10037 |         |
|   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br><br>(第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号)) | 10040 |         |
| 国家戦略特別区域において<br>機械等取得した場合<br>の特別償却                | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                                   | 10606 |         |
| 国際戦略総合特別区域に<br>おいて機械等取得した<br>場合の特別償却              | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                                   | 10292 |         |
| 地域経済牽引事業の促進<br>区域内において特定事業<br>用機械等取得した場合<br>の特別償却 | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                                   | 10581 |         |
| 地方活力向上地域等にお<br>いて特定建物等取得し<br>た場合の特別償却             | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                                   | 10552 |         |
| 中小連結法人が特定経営<br>力向上設備等取得した<br>場合の特別償却              | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                                   | 10585 |         |
| 認定特定高度情報通信技<br>術活用設備取得した場<br>合の特別償却               | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                                   | 10637 |         |

| 法人税関係特別措置                            | ①租税特別措置法の条項                                       | ②区分番号       | ③適用額    |
|--------------------------------------|---|-------------|---------|
| 事業適応設備を取得した場合等の特別償却                  | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の15の7第1項)     | 10645       | 「8」欄の金額 |
|                                      | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の15の7第2項)     | 10647       |         |
|                                      | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の15の7第3項)     | 10649       |         |
| 特定船舶の特別償却                            | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の16第1項第1号)    | 10624       |         |
|                                      | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の16第1項第2号)    | 10626       |         |
|                                      | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の16第1項第3号)    | 10628       |         |
| 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却              | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                       | 10505       |         |
| 被災代替資産等の特別償却                         | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の18第1項の表の第1号) | 10592       |         |
|                                      | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の18第1項の表の第2号) | 10594       |         |
| 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                       | 10304       |         |
| 特定事業継続力強化設備等の特別償却                    | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                       | 10630       |         |
| 共同利用施設の特別償却                          | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                       | 10307       |         |
| 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却                  | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の25第1項)       | 10659<br>※1 |         |
|                                      | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の25第2項)       | 10661<br>※2 |         |

※1 区分番号「10659」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に環境負荷低減事業活動用資産の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「10661」は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行日以後に基盤確立事業用資産の取得等をした場合が該当します。

| 法人税関係特別措置   | ①租税特別措置法の条項                                       | ②区分番号      | ③適用額    |
|---|---|------------|---------|
| 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却) | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                       | 10511      | 「8」欄の金額 |
| 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                       | 10514      |         |
| 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却  | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                       | 10517      |         |
| 沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」                       | 10135      |         |
| 特定地域における産業振興機械等の割増償却  | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の27第3項の表の第1号) | 10654<br>※ |         |
|   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の27第3項の表の第2号) | 10557      |         |
|   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の27第3項の表の第3号) | 10544      |         |
|   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の27第3項の表の第4号) | 10520      |         |

※ 区分番号「10654」は、令和3年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、令和3年度税制改正により改組された過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域又は過疎地域に準ずる地域の市町村が作成する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域及び事業に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

| 法人税関係特別措置   | ①租税特別措置法の条項                                 | ②区分番号 | ③適用額    |
|-------------|---|-------|---------|
| 医療用機器等の特別償却 | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の29第1項) | 10325 | 「8」欄の金額 |
|             | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の29第2項) | 10632 |         |
|             | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の29第3項) | 10634 |         |

| 法人税関係特別措置                      | ①租税特別措置法の条項                 | ②区分番号      | ③適用額    |
|--------------------------------|-----------------------------|------------|---------|
| 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却         | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 | 10331      | 「8」欄の金額 |
| 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 | 10596      |         |
| 輸出事業用資産の割増償却                   | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」 | 10663<br>※ |         |

※ 区分番号「10663」は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に輸出事業用資産の取得等をした場合が該当します。

| 法人税関係特別措置      | ①租税特別措置法の条項   | ②区分番号      | ③適用額    |
|----------------|---|------------|---------|
| 特定都市再生建築物の割増償却 | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の35第3項第1号)                              | 10450      | 「8」欄の金額 |
|                | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(「第68条の35第3項第2号」又は「平成31年旧措置法第68条の35第3項第1号ロ」) | 10453      |         |
| 倉庫用建物等の割増償却    | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(平成28年旧措置法第68条の36第1項)                        | 10343<br>※ | 「8」欄の金額 |
|                | 「第68条の41第1項」又は「第68条の41第11項」<br>(第68条の36第1項)                                 | 10576<br>※ |         |

※ 区分番号「10343」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10576」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

| 法人税関係特別措置                  | ①租税特別措置法の条項                              | ②区分番号 | ③適用額   |
|----------------------------|--|-------|--|
| 準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額) | 「第68条の41第2項」、「第68条の41第3項」又は「第68条の41第12項」 | 10564 | 「9」欄の金額<br>(同欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額) |